

学研災付帯学生生活総合保険のご案内2023

総合生活保険(こども総合補償)

本制度は南山大学が推薦する保障制度です!

7つの補償で学生生活をしっかりサポート!



団体割引
30%
適用

1

個人賠償責任

自転車条例
に対応

示談交渉サービス付き!

インターンシップ
中も補償

2

学生本人のケガ

天災危険補償
特約付

通院1日から実費を補償!薬代も補償!

3

学生本人の病気

新型コロナ
ウイルス感染症も
補償

通院1日目から補償! 薬代も補償! (風邪1日目でもご請求ください)

4

救済者費用等

3日以上学生が入院した場合、駆けつける交通費・宿泊費を補償!

5

育英・学資費用

扶養者に万一の事があった場合、一時金+学費実費を補償!

6

生活用動産(一人暮らし限定)

学生の生活用品・身の回り品を補償!ノート型パソコンもOK!

7

借家人賠償責任(一人暮らし限定)

大家さんへの補償。破損・汚損まで補償!

申込締切日

■ 総合型入試(資格・検定試験活用型/
プレゼンテーション型)・推薦入試等

合格者 2023年2月28日(火)

■ 一般・共通テスト利用入試等

合格者 2023年3月31日(金)

※2023年4月1日以降にお振込みの方は振込日翌日からの補償開始となります。

お手続きは、
便利で簡単!

南山大学 付帯学総
Web加入サイト



<https://tokiomarine.secure.force.com/futaigakuso?id=0247400>

・サイトのご利用時間は 8:00-22:00です。
・保険料はコンビニでお支払!(24時間OK!)

南山大学の学研災付帯学生生活総合保険は、7つの補償で学生生活をしっかりサポート!

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任保険金 (就職活動に必要なインターンシップ^(※1)で企業から加入を求められた場合に対応します)

例／自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内および国外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^(※2)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外となります。



(※1) インターンシップ受け入れ企業から保険の確認を受けた場合には、本保険の加入者票とパンフレットを提示ください。

(※2) 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

2 学生本人のケガ (天災危険補償特約付)

例／スキー中に木に衝突し、骨折したとき。

死亡・後遺障害保険金 (※3)

国内および国外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については本保険の補償対象となります。)

治療費用保険金 (※1) (※2) (※3)

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。



率	負担金	負
割	円	
3	4,380	4,
金額	消費税等	優
割	円	

3 学生本人の病気

例／風邪で通院したとき。肺炎で入院したとき。

治療費用保険金 (※1) (※2)

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が病気にかかり国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除きます。)医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代も保険金として支払われます。

風邪で通院したときも1日目から補償



(※1) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

(※2) 保険期間の開始時刻前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始時刻より2年を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

(※3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

4 救援者費用等保険金

例／学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内および国外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。



5 育英・学資費用保険金 (天災危険補償特約付※1)

例／扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内および国外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

(あらかじめ扶養者の方をご指定いただけます。)

なおAタイプ・Cタイプをお選びいただいた場合は、急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

●払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

◆育英費用保険金(ケガ)

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(ケガ・病気)

お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。



(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

6 生活用動産保険金

一人暮らし限定

例／空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000 円

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。



7 借家人賠償責任保険金

一人暮らし限定

例／ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。



一人暮らし
の学生も
安心です!

メディカルアシスト 自動セット
24時間365日受付^{*1} 専用フリーダイヤル

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方)および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。)*6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*2}

転院される時、民間救急車や航空機特殊移送手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後記配布するご案内チラシに記載しています。※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。※このサービスメニューは、変更・中止となる場合がありますので、ご了承ください。
※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

ご加入タイプ		自宅から通学の学生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。		一人暮らしの学生	
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
保険金額	1 個人賠償責任 ^(※1)	1事故 国内：3億円 海外：1億円 限度		1事故 国内：3億円 海外：1億円 限度	
	2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	300万円		300万円	
	入院・通院 ^(※3) ケガ	治療費用実費 医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			
	3 入院・通院 ^(※3) 病気				
	4 救援者費用等 ケガ 病気	300万円		300万円	
	育英費用 ^(※4) ケガ (一時金)	一時金 300万円		一時金 300万円	
	5 学資費用 ^{(※4)(※5)} ケガ (支払年度ごと)	支払年度ごとに 100万円		支払年度ごとに 100万円	
	学資費用 ^{(※4)(※5)} 病気 (支払年度ごと)	支払年度ごとに 100万円	補償対象外	支払年度ごとに 100万円	補償対象外
	6 生活用動産 ^(※6) (支払年度ごと)	補償対象外		支払年度ごとに 100万円	
	7 借家人賠償責任 ^(※6)	補償対象外		1事故 1,000万円 限度	
保険料 (卒業までの一括払)	2027年3月卒業予定者 (4年間分保険料) 学部生	84,990円	54,210円	99,860円	69,080円
	2026年3月卒業予定者 (3年間分保険料) 大学院生	58,700円	40,810円	70,140円	52,250円
	2025年3月卒業予定者 (2年間分保険料) 大学院生	36,130円	27,910円	44,130円	35,910円

- (※1) 情報機器内のデータ破損は1事故500万円限度となります。
- (※2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (※4) 独立生計の学生はお選びいただけません。パンフレット裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。
- (※5) 学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
- (※6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B）にご加入いただくことが可能です。

(※7) 保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限り（本学では学研災に学生全員加入しています。退学等の場合は、原則中途退学の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

(※8) 扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）。

上記保険料は、全国の被保険者（保険の対象となる方）数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。詳細についてはパンフレット裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。

以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。）「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」（以上6職種）

5月以降にご加入を希望される方は、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。（上表の保険料は4月加入の場合であり、5月以降に加入される場合には保険料が異なります。）

保険期間		卒業予定年次に応じて
4年間	2027年3月卒業予定者	2023年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで4年間
3年間	2026年3月卒業予定者	2023年4月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで3年間
2年間	2025年3月卒業予定者	2023年4月1日(午前0時)より2025年4月1日(午後4時)まで2年間

お申し込み締切日

■ 総合型入試(資格・検定試験活用型/プレゼンテーション型)・推薦入試等

合格者 2023年2月28日(火)

■ 一般・共通テスト利用入試等

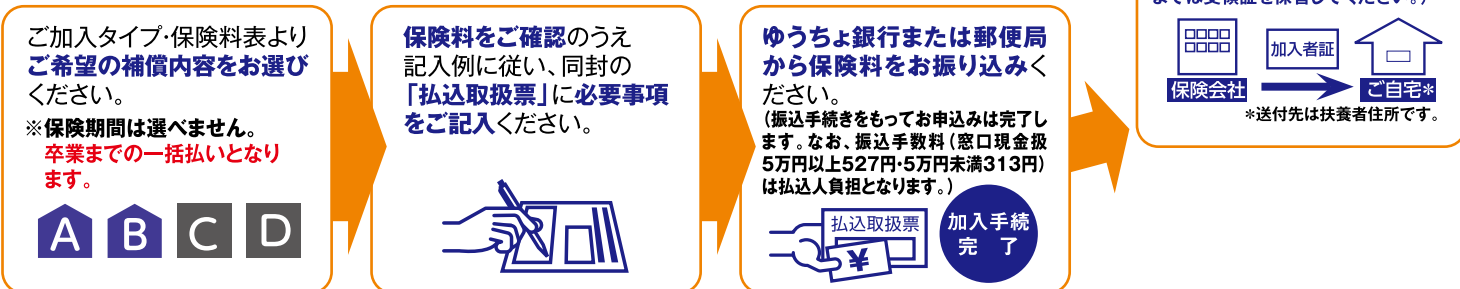
合格者 2023年3月31日(金)

※2023年4月1日以降にお振込みの方は振込日翌日からの補償開始となります。

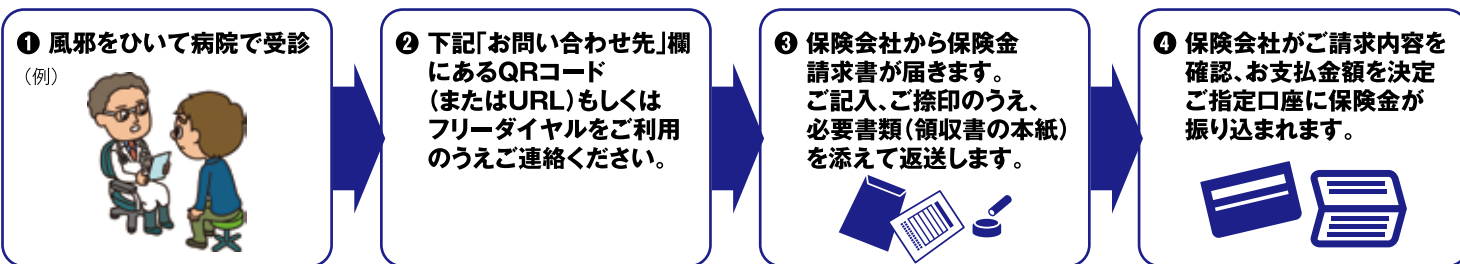
1. Webでのご加入 **推奨**



2. 払込取扱票でのご加入



保険金のご請求方法・流れ ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。



このパンフレットは、学研災付帯学総(総合生活保険(子ども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総(総合生活保険(子ども総合補償))補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険(子ども総合補償)のペットネームです。

この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

学生教育研究災害傷害保険(学研災)の補償内容

教育研究活動中(正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く))は、本学が学生の福利厚生向上を目的に4年次までの全学部の生員に対して手配している「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」の対象となります(加入手続きは本学で行います)。補償内容は下表のとおりとなりますが、補償が限定されているため「学研災付帯学生生活総合保険」のご加入をご検討ください。なお、学研災の詳細につきましては、本学学生課までお問い合わせください。

補償範囲	死亡保険金額	後遺障害保険金額	医療保険金額	入院加算金額(1日につき)(180日を限度)
正課中・学校行事中のケガ	2,000万円	120万円～3,000万円	治療日数に応じて定額 3千円～30万円 (治療日数1日以上の場合)	4,000円
上記以外で、学校施設内のケガ ※大学に届出た課外活動中のケガを除く	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数に応じて定額 6千円～30万円 (治療日数4日以上の場合)	4,000円
大学に届出た課外活動中のケガ	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数に応じて定額 3万円～30万円 (治療日数14日以上の場合)	4,000円
通学中・学校施設等相互間の移動中のケガ	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数に応じて定額 6千円～30万円 (治療日数4日以上の場合)	4,000円

お問い合わせ先

学生保険相談デスク **愛知**

☎0120-873-588 受付(土日祝日をのぞく 9:00～17:00)

IP電話からは0564-73-0742をご利用ください。

上記お問い合わせ受付時間外に、個人賠償責任保険の事故が発生した場合(日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合)は、事故受付センター(東京海上日動安心110番)(0120-720-110)へのご連絡をお願いします。
 ※その他の事故に関するご連絡は上記受付時間内、お問い合わせ先までご連絡ください。

取扱幹事代理店

株式会社大岩保険事務所(幸田営業所)
 〒444-0116 愛知県額田郡幸田町芦谷仲田8-1

共同取扱代理店

株式会社エヌ・イー・エス
 〒466-0835 名古屋市昭和区南山町1番地

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 愛知公務金融部
 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東海上日動ビル
 TEL 0120-188-000 FAX 050-3385-6614

◆**保険金のご請求**は、Web
 (QRコードまたはURL)をご利用ください。



<https://www.hokensoudandesk-aichi.co.jp/>